

公正な研究活動の推進

平成27年11月27日

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 研究公正推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 研究不正に関するガイドラインの見直し
2. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】
3. 公正な研究活動の推進に関する取組

ガイドラインの見直し

研究活動の不正行為への対応のガイドライン

(平成18年8月 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)



研究活動における不正行為の事案が後を絶たない



以下の議論を踏まえ、ガイドラインを見直し

- ◆ 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ（平成25年9月）
- ◆ 「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ（平成26年2月）



研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

(平成26年8月 文部科学大臣決定)

見直しの基本的方向

- 研究作法や研究者倫理について、十分な教育を受けていない状況がある
- 研究指導に当たるべき研究者の中に、その責務を十分に自覚していない者が見受けられる
- 競争的環境の急速な進展、研究分野の細分化や専門性の深化、研究活動体制の複雑化・多様化の結果、自浄作用が働きにくくなっているとの指摘もある
- これまでの対応は、専ら個々の研究者の自己規律と責任のみに委ねられている側面が強い
- 研究成果の第三者による検証可能性を確保し、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資する、研究データの保存等が必ずしも十分ではない



- 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定
- これまでの対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

1. 研究不正に関するガイドラインの見直し
2. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】
3. 公正な研究活動の推進に関する取組

ガイドライン目次

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

- 研究活動、研究成果の発表、研究活動における不正行為
- 不正行為に対する基本姿勢
- 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

第2節 不正行為の事前防止のための取組

- 不正行為を抑止する環境整備
- 不正事案の一覧化公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

- 対象とする研究活動及び不正行為等
- 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

- 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置
- 組織としての管理責任に対する研究機関への措置

第5節 文部科学省における調査と支援

- 研究活動における不正行為への継続的な対応
- 履行状況調査の実施
- 研究倫理教育に関するプログラムの開発推進
- 研究機関における調査体制への支援

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

不正行為に対する基本姿勢

- 不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、**科学そのものに対する背信行為**
- 個々の研究者はもとより、研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要がある

研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

- 不正に対する対応は、まずは**研究者自らの規律**、及び**科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用**としてなされなければならない

研究機関の管理責任

- 研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わること**により、**不正行為が起こりにくい環境**がつくられるよう対応を強化
- 特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化**、**不正行為を事前に防止する取組**を推進
 - 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
 - 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

第2節 不正行為の事前防止のための取組

不正行為を抑止する環境整備

○研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 研究機関：研究倫理教育責任者の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

○研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

不正事案の一覧化公開

不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応 ①

対象とする不正行為

故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用

※捏造、改ざん、盗用 ⇒ 特定不正行為

研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表

特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表

- ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
- ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
- ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

第3節 研究活動における特定不正行為への対応 ②

特定不正行為の告発の受付、事案の調査

特定不正行為の告発の受付から、調査、認定、不服申立て、調査結果の公表までの手続き・方法

- ◆告発・**相談窓口の設置・周知**（※告発・相談窓口の**第三者への業務委託**も可能）
- ◆研究機関における**調査期間の目安**の設定
- ◆調査委員会に**外部有識者を半数以上入れること**（利害関係者の排除についても規定）
- ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に**再現実験の機会を確保**
- ◆不服申立てにおいて、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、**調査委員を交代・追加等して審査**

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置

- ・特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- ・競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた
研究活動の不正行為も対象とする）

組織としての管理責任に対する研究機関への措置

○組織としての責任体制の確保

- － 不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- － 管理条件の履行が認められない場合、研究機関に対する「間接経費」を削減等の措置

○迅速な調査の確保

正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

第5節 文部科学省による調査と支援

研究活動における不正行為への継続的な対応

文部科学省に**有識者による検討の場**を設け、フォローアップ等を継続的に実施

履行状況調査の実施

ガイドラインを踏まえた**履行状況調査**を実施し、その結果を公表

研究倫理教育に関するプログラムの開発推進

日本学術会議や配分機関と連携し、**研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進**

研究機関における調査体制への支援

研究機関において十分な調査を行える体制がない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、**専門家の選定・派遣等を支援**

1. 研究不正に関するガイドラインの見直し
2. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】
3. 公正な研究活動の推進に関する取組

新ガイドライン策定以前の取組

競争的資金への応募資格の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月関係府省連絡会申合せ、平成24年10月改正）を策定

競争的資金の配分を受けている研究活動において、**不正行為が認定された場合**や競争的資金の不正使用等があった場合、当該研究者に対して**全府省の競争的資金への応募資格を制限**

研究倫理教育プログラムの開発支援

研究者としての行動規範を身に付けるためのe-learningによる研究倫理教育プログラム及び教材の開発・作成を支援

（文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」、平成24～28年度）

【CITI Japanプロジェクト】

信州大学を含む6大学が共同して、米国をはじめ国際的に普及しているプログラム（CITI）を基に、**国際標準を満たし、かつ、日本の研究現場の実情に合った研究倫理に関する教育プログラム及びe-learning教材の開発・作成を行うプロジェクト**

研究公正推進室の設置等

研究公正推進室の設置

平成27年4月、文部科学省に**研究公正推進室**を設置

- 履行状況調査の実施
- 体制整備等に不備があることが確認された機関に対する指導・助言
- 不正事案の一覧化公開
- 研究機関における調査体制への支援 など

有識者会議の設置

平成27年4月、「**公正な研究活動の推進に関する有識者会議**」を設置

- 履行状況調査の実施に関する助言
- 履行状況調査を踏まえた研究機関への指導、管理条件の付与に関する助言
- 不正行為事案に対する研究者、研究機関への措置に関する助言 など

間接経費措置額の削減割合の基準

不正行為への体制の整備等に不備がある機関、正当な理由なく特定不正行為の調査が遅れた場合に対する**間接経費措置額の削減の基準**を決定

不正事案の一覧化公開

目的

- ・不正行為の態様を研究者等が学ぶことによる**不正行為の防止**
- ・研究機関において、**不正行為が発覚した場合の対応**に活かす

公開対象

- ・平成27年4月以降に特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたとの報告を受けた事案を対象
- ・二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究活動における不正行為についてもこれに準じて対応

公開項目

- ・文部科学省ホームページに掲載
 - 研究機関における調査体制、調査方法、調査結果
 - 不正行為と認定した理由
 - 発生要因・再発防止策
 - 研究機関・配分機関が行った措置など

履行状況調査（平成27年度）

目的

体制整備の状況、他の研究機関の参考となる取組等を把握し、公表することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資する

調査方法

- ・書面調査： 悉皆調査
- ・現地調査： 以下から調査先を選定
 - 科研費の採択件数が上位の研究機関
 - 過去に不正事案の報告があった研究機関

調査項目

- ・研究活動における不正行為に対する取組方針
- ・体制整備の状況
- ・研究倫理意識の醸成に向けた取組の状況
- ・研究データの保存・開示の状況
- ・特定不正行為の対応状況（相談・告発の窓口、規程の整備）など

今後の予定

来年3月頃を目途に履行状況調査の結果を取りまとめ、公表の予定

研究公正推進事業

目的

資金配分機関（JST, JSPS, AMED）の連携により、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の開発、シンポジウムや研修会の実施等により、各研究機関における研究倫理教育を支援

概要

（平成27年度予算額118百万円、平成28年度要求額127百万円）

○研究倫理教育教材の開発・普及

- ・電子教材の開発、運用、拡充（「Green Book」のe-learning化、平成28年度より運用開始の予定）（JSPS）
- ・ポータルサイトの作成・配信運営（JST）
- ・分野別教材（医療分野）の開発、電子教材の開発（AMED）

○研究倫理教育高度化

- ・研究倫理教育が着実に行われ、かつ、高度化がなされるよう、研修会やシンポジウムの実施等を通じて支援

○不正防止・対応相談窓口